（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百四号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）

第一条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第八条の規定による整備法第三十六条の規定による改正後の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「新児童手当法」という。）第二十一条及び第二十二条の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新児童手当法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二項	児童福祉法	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条の規定により読み替えられた児童福祉法（次条第一項において「読替え後の児童福祉法」という。）
第二十二条第一項	同条第八項	読替え後の児童福祉法第五十六条第八項
	同法	児童福祉法
	同条第三項	児童福祉法第五十六条第三項

（保育所の設置の認可の要件に関する経過措置）

第二条　整備法第六条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、整備法の施行の日（以下本則において「整備法の施行日」という。）以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は整備法の施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

（準備行為）

第三条　新児童福祉法を施行するために必要な条例の制定又は改正、新児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整及び要請、新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定による届出、新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の手続、新児童福祉法第三十五条第四項の認可の手続（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所に係るものに限る。）、新児童福祉法第五十六条の八第一項の規定による指定の手続その他の行為は、整備法の施行日前においても行うことができる。

（条例の制定に関する経過措置）

第四条　整備法の施行日から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、当該各号に定める規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

一　新児童福祉法第三十四条の八の二第一項　同条第二項
二　新児童福祉法第三十四条の十六第一項　同条第二項

（定義）

第五条　この条から第七条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　旧児童福祉法　整備法第六条の規定による改正前の児童福祉法をいう。
二　旧共済法　整備法第二十九条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）をいう。
三　新共済法　整備法第二十九条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法をいう。
四　新認定こども園法　一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）をいう。
五　一部改正法　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）をいう。
六　旧保育所　旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。
七　新保育所　新児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。
八　学校法人　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。
九　社会福祉法人　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。
十　経営者　社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第五項に規定する経営者をいう。
十一　共済契約対象施設等　社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第八項に規定する共済契約対象施設等をいう。
十二　共済契約　社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約をいう。
十三　共済契約者　社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十項に規定する共済契約者をいう。
十四　被共済職員　社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一項に規定する被共済職員をいう。